

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2728号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

バンザイ!! (沖縄県竹富町のシーサー)



も く じ

随 想	情 報	活 動	フ ォ ー ラ ム	政 策
生涯の宝物………愛媛県砥部町長 中村 剛志 (11)	町村Nav……… (10)	平成二十一年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告……… (8)	消えゆく文化を保存活用し、地域の魅力に「町の「地域遺産」を未来へ」滋賀県愛荘町……… (4)	子育て対策財源は「包括交付金」でー子ども・子育て基本制度案要綱を決定……… (2)

◎写真募集◎

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)
なお、採否は当方に一任願います。
送り先:全国町村会・広報部

閑話休題

ネットワークの「過疎」を防ぐ

農村工学研究所 研究員 坂本 誠

「過疎」という言葉をできるだけ使わないようにしている。「過疎法」など政治用語として使うことはあるが、それ以外の場面では極力用いない。それは、用語としてはあまりに定義が曖昧だからである。「疎に過ぎたる」「密に過ぎたる」というからには、なにかしらの基準があって、それを超えるから「過疎」「過密」というのだろ

とはいえ、農山村を歩いていると、農山村のネットワークも次第に「疎」になりつつあると感じる。要因の1つは、集落の寄合や祭りの減少である。集落総出で行われる祭りは、集落内の人間関係を培う場であり、特に祭りの主役となることの多い次世代に地域を継承するプロセスでもある。寄合は、地域運営のノウハウを蓄積し、新たな課題に対応していく場であり、集落の意見を取りまとめる地域外に伝えていく、住民と地域外の結節点でもある。このような集落内外の人々をつなぐネットワークの土台である祭りや寄合の減少は、農山村社会のネットワークを確実に「疎」にしてい

たとえば、人口密度でなく、住民どうしのネットワークを基準に据えれば、違った様相が見えてくる。都会は、人口密度でいえばたしかに「密」であるが、「隣は何をする人ぞ」といわれるように、住民どうしのネットワークはどちらかといえば「疎」である。住民どうしのネットワークでいえば、農山村の方がはるかに「密」であり、農山村への移住者からは密度が高すぎるといふ不満すら聞こえるくらいである。彼らにとって、農山村は「過密」なのだろう。

ネットワークは、新たなものを受け止める「網」でもある。ネットワークが脆く、粗くなると、新しい物を受け入れて我が物にすることもできなければ、新たな課題を受け止めて解決に動くこともままならない。人口の減少がすなわち「過疎」ではない。大事なものは、たとえ人口が減少しても、ネットワークを「過疎」にしないこと。目の細かく、強靱で、かつ弾力性のある網を地域の中に張っていくことではないだろう。

子育て対策財源は『包括交付金』で

―子ども・子育て基本制度案要綱を決定―

政府の少子化社会対策会議はこのほど、「子ども・子育て新システム検討会議」（共同議長・荒井聡国家戦略相、玄葉光一郎少子化相、蓮舫行政刷新相）がまとめた基本制度案要綱を決定した。新システムは、①政府の推進体制・財源の一元化②基礎自治体の重視③幼稚園・保育所の一体化④社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担⑤ワーク・ライフ・バランスの実現などの実現を目指すもので、具体的には、「実施主体は市町村（基礎自治体）」とし、全ての子ども・子育て関連の財源を一本化して市町村に包括的に交付する仕組みの導入等を基本設計としている。2011年の通常国会で法案提出し、13年度からの実施を目指す。

財源は一本化し市町村へ
包括的に交付

新システムの基本制度案要綱は、子ども・子育てを社会全体で支援し、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現や政府の推進体制の一元化などの方針の下、制度を構築。基本設計については、「市町村（基礎自治体）」が制度

を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組み」の構築を提言した。併せて、「事業ごとに所管や制度、財源が様々なに分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成」し、幼保一元化を含めて包括的・一元的な制度を構築するとしたほか、新システムに関する全ての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を

一本化して市町村に包括的に交付する「子ども・子育て包括交付金（仮称）」を導入するとの考えも示した。市町村の権限などについては、「国・都道府県等と連携し、新システムの下の、現金給付と現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、自由度を持つて地域の実情に応じた給付を設計」と指摘。その際には、▽必要な子どもにサービス・給付を保障する▽質の確保されたサービスの提供▽適切なサービスの確実な利用を支援する▽サービスの費用・給付の支払い▽計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備―責務を負うよう求めた。都道府県の役割については、「広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整や市町村に対する情報提供など」市町村が制度を円滑に運営するために必要な支援を行うよう求めるとともに、「子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となっていく事業を行う」とした。

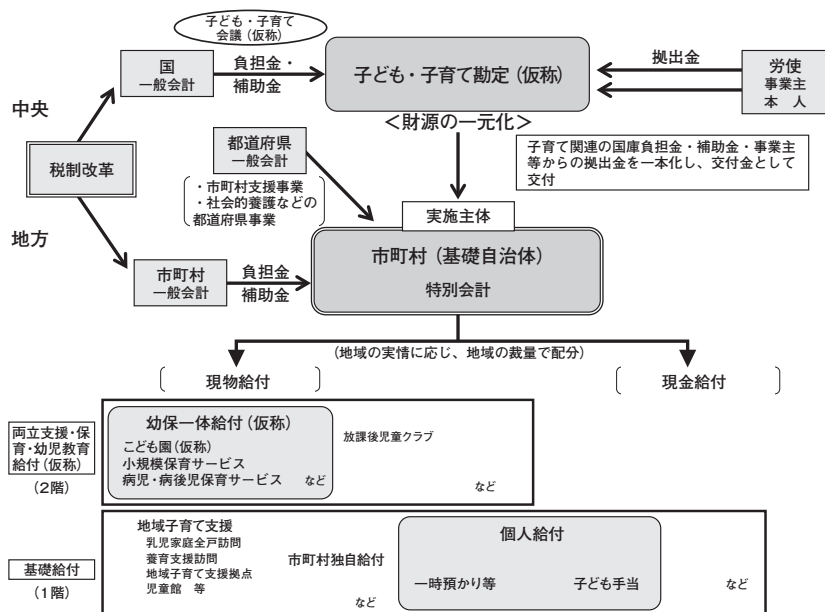
一方、国の役割については、新システムの制度設計や市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付など制度の円滑な運営に必要な支援の実施を提言。都道府県が行う市町村支援事業については、子ども・子育て支援施策のうち、広域自治体として市町村を支援する事業や都道府県事業として位置付けることが適当とされる事業について「新システムに位置づけることを検討」とした。

「独自裁量で上乗せ給付」を検討

給付設計は、①全ての子ども・子育て家庭支援（基礎給付）②子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援（両立支援・保育・幼児教育給付（仮称））③の2段階。基礎給付では、子ども手当や全ての乳幼児と保護者を対象とした個人への現物給付（一時預かり等）のほか、現金給付・現物給付の一体的な提供、市町村独自の給付などを挙げた。さらに、現金・現物給付の一体的な提供では、個人給付の一部について、市町村の選択で個人給付の一部を▽就学後の学校給食費等として学校に支払う▽子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式で給付を行う―ことを

政 策

※参考 制度設計のイメージ



可能とする仕組みを検討する考えを示した。一方、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)は、仕事と子育ての両立支援と保育サービス、幼児教育を保証するため、妊娠から放課後対策まで切れ目のないサービスを提供すると指摘。幼稚園・保育所・認定こども園はその垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供する「こども園(仮称)」に一体化し

て新システムに位置付けるとし、「小規模保育」や「短時間利用者向け」「早朝・夜間・休日保育」サービスなどとともに、「幼児一体給付(仮称)」の対象とするとした。併せて、市町村独自の裁量で上乗せ給付が可能となる仕組みも検討する考えを示した。また、費用負担については、「社会全体で子ども・子育て支援を支える」という観点から、社会全体(国・地方・事業主・個人)で「必要な費用を負担する」と指摘。国と地方の恒久財源の確保を前提に実施するとの考えを示した。

子ども・子育て包括交付金(仮称)については、既存の特別会計(勘定)の活用などで「子ども・子育て勘定(仮称)」を設けて財源を統合し、自由度を持つ必要な給付を行うことができるよう市町村に必要な費用を包括的に交付するとした。同交付金

の算定基礎については、児童人口などの客観的な指標を基本にし、「両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)」について需要量に応じた要素を加味することなど」も検討するとした。

幼保一体化については、幼稚園・保育園などのこども園(仮称)への一本化のほか、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障することなどを目的に、「幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針(こども指針(仮称))」を創設すると指摘。こども園(仮称)については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に配慮しつつ、学校法人や社会福祉法人、株式会社、NPOなどの多様な事業主体の参入を可能とするとした。こども指針に基づいて提供される幼児教育・保育については、「資格の共通化を始めたこども園(仮称)」としての機能の一本化を推進する」とした。



このほか、新システムを一元的に実施するための「子ども家庭省(仮称)」の創設に向けた検討とともに、「子ども・子育て会議(仮称)」の設置

も提言。同会議は、子ども・子育て支援のサービス・給付を当事者のニーズに即したものにするとともに、効果的・効率的な制度運用のために地方自治体、労使代表を含む負担者や子育て当事者、NPO等の支援当事者等が「子育て支援の政策プロセス」等に参画・関与することができるとして設置を検討するとした。給付設計については、地方の自主性を発揮する観点から「可能な限り、地方の自由度を尊重することを基本」としたほか、まちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくりも行う方針を示した。

工程については、11年通常国会に法案を提出し、13年度の施行を目指すとして指摘。国・地方の恒久財源を確保しながら13年度の本格実施に向けて段階的に実施することや、現金・現物給付の一体的提供など11年度から実施できるものは前倒しして行うとした。さらに、子ども・子育て包括交付金(仮称)など「国と地方の役割に関する具体的制度設計」は、「地方が新システムを円滑に実施できるよう地方の意見を反映」するとしたほか、「一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る」考えを示した。

(自治日報記者 高橋慧)

町村独自のまちづくり

現地レポート

▷氏子集落からの9基の曳山で盛り上がる堅井の大宮大祭



町の「地域遺産」を未来へ

消えゆく文化を保存活用し、 地域の魅力に

▷金剛輪寺本堂（国宝）



あい しょう ちょう
滋賀県 愛 荘 町



水と歴史の愛荘町

愛荘町は滋賀県の中央部、琵琶湖の東側に位置する緑豊かな田園都市空間です。鈴鹿の山麓から広がる洪積丘陵と扇状地からなり、南には一級河川愛知川、中央部には宇曾川が流れ、水田が町域の約4割を占めています。古くから水との関係が深く、現在でも豊富な地下水を求めて、飲料水メーカーや食品会社、さらには染織工場など、多数の企業が進出しています。

また、愛荘町には国宝本堂「大悲閣」など豊かな寺宝を有する湖東三山の古刹金剛輪寺、近世中山道愛知川宿の面影を残す町並みなど、古からの歴史と文化を伝える文化遺産が多数あります。

お宝自慢が親近感生む 「むらじまん」標示板

平成18年2月に、隣接する秦荘町と愛知川町の2町が合併し誕生した愛荘町は、合併後でも人口約2万人と、決して大きな町ではありません。しかしながら、旧町域が異なるとやはり互いの地域の様子が分かりにくく、4年の月日を経ても馴染みがない地域のこととは知る機会もなく、町

フォーラム



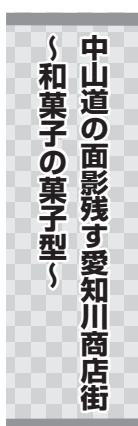
の一体性を損なっているように感じられました。そこで町では、地域に生きる人々の息遣いを知れば町民の一体感が進むのではないかと考え、来訪者の利便性アップと地域アイデンティティの醸成を狙って、町内58自治会に伝承・保存されてきた誇れるお宝を「むらじまん」と題し、自治会名とともに標示した221枚の看板を作成しました。看板は主に集落(自治会)の入り口となる道路わきに設置しており、「むらじまん」の内容はそれぞれの自治会に提供いたしました。

事業費約700万円の財源には、滋賀県湖東圏域で取り組む定住自立圏推進協議会からの交付金を当てています。

設置後は驚くほど多くの反応があり、「知らなかった集落の場所が分かった」「自慢の内容が面白い」「個人的な写真をみて親近感がわいた」など、その内容も様々。この標示板は、地元に住む人だけでなく、町を訪れる人



中山道に沿った愛知川商店街にある、三店舗の菓子店、小松屋老舗、しろ平老舗およびさかえ屋には干菓子などに使用する大量の菓子型を所有しており、総じて明治30年から平成の初めにかけて蓄積されてきたものです。明治から大正、昭和さらに平成とおおよその編年が可能であり、各時代の地域的



や地元の子どもたちにも埋もれた宝を「発見」して楽しんでいただく効果も期待しています。

知る機会がなかった地域に触れることで、町が一体になれば大変うれしく思います。



な要求の中でどのような干菓子が作られてきたかがわかります。京都のような繊細な菓子型ではありませんが、地域性が強く表れた貴重な地域文化資源です。

消えゆく手しごとの復興と継承 びん細工手まり

この地域は、古代先進的な土木・灌漑技術をもった朝鮮半島からの渡来人「依智秦氏(えちはたうじ)」によって開発されたところです。秦氏がもたらしたといわれる養蚕・製糸・紡績の技術や、良質な水のある自然環境、中山道の宿場町、近江商人の活躍などいくつもの要素が作用しあって、太鼓・酒・和菓子づくり、さらには近江上布や近江刺繍といった染織文化など、さまざまな手しご

とを生み出しました。

このような手しごとは、身近な暮らしのなかで受け継がれており、その代表



がびん細工手まりです。びん細工手まりとは、フラスコ型のガラスびんの中に、びんの口より大きな手まりを封じこめた不思議な工芸品です。その起源は明らかではありませんが、丸くて中がよく見える(丸く仲良し)ことから縁起物として進物にされることが多く、当町でも江戸末期に嫁入り道具として持参されたものが確認されています。昭和初期までは裁縫塾を中心に全国各地に存在したと考えられるびん細工ですが、



▷「ふるさと体験塾」伝統技術が人から人へ受け継がれます。

高度経済成長など変動のなか、多くの手しごとと同様にその姿を消しつつありました。当町では、明治期に裁縫塾でびん細工を習得し継承していた女性が逝去されたことから、昭和49年に教育委員会の呼びかけで貴重な技術継承のため保存会

フォーラム

が結成されました。現在の制作工程は、伝承の方法に改良を加え、さらに保存会会員が工夫して発展させたものです。

旧愛知川町では、平成8年の町観光協会発足を機に、びん細工手まりを町のシンボルにしようと取り上げる動きがありました。技術向上と後継者育成のため、びん細工手まりの指導者養成講座を実施し、町の伝承工芸品としての確立を目指しました。平成11年には意匠登録もされ、現在ではびん細工手まり制作が町内中学校の選択授業に採用されており、若い世代へ技術の継承が続けられています。結成時19人だった保存会の会員は、今では200人近くになり、観光イベントにあわせて京都駅や東京駅、韓国などでも展示や実演を行っています。



町が平成10年から行っているびん細工手まりの制作体験イベント「ふるさと体験塾」には、これまで全国各地から300人以上の方に参加いただき、一

方、びん細工手まりの販売は近江鉄道愛知川駅構内の「愛知川駅コミュニティハウス」るーぶる愛知川」でのみ行っており、結婚や新築祝いなど慶事の引き出物として順調に売上を伸ばしています。

町民が気軽に憩う空間 「ゆうがくの郷」

平成12年12月に、びん細工手まりの常設展示施設である「びんてまりの館（やかた）」が、愛知川図書館とビオトープ公園との複合施設「ゆうがくの郷（敷地面積約3、300㎡）」として開館しました。愛知川図書館は地域の情報庫として、図書や雑誌だけでなく、例えば、新聞の折り込み広告、古い写真、ホタルやお地蔵さんといったまちの風景を利用者から収集して発信する「まちのこしカード」など、地域に関するあらゆる情報を収集し発信しています。また、びんてまりの館と連携して、手しごとや芸術、地域の歴史文化の発展のため、コンサートやワークショップなどさまざまな行事を開催しています。こうした幅広い活動が認められ、平成19年には、NPO法人知的資源イニシアティブ（IRI）が主催する「Library of the Year（ライブラリーオブザイ

＜ゆうがくの郷（びんてまりの館）＞



ヤー」を受賞しました。また、町内のもうひとつの図書館である秦荘図書館とともに、人口2万人以上3万人未満の自治体のなかで、全国1位の貸出冊数を記録（21年度末調査）するなど、図書館は住民の暮らしのなかに深く浸透しています。施設は、オープン当初からすべての人が気軽に訪れ、知識や経験を共有して交流できる場所、楽しみながら有意義な時間を過ごすことができる場所、いつもあたたかい発見があり何度も訪れたくなる居場所のような空間づくりをめざしています。平成21年には、町議会が「愛荘町まちじゅう読書の宣言」が採択され、読書文化推進に向けて図書館の活動がさらに注目さ

れています。

三町合同企画展で新たな縁をつむぐ 「近江上布」

偶然のきっかけから、群馬県東吾妻町、徳島県藍住町そして本町、滋賀県の愛荘町というそれまで全く縁のなかった三町が、平成21年9月、東京で合同企画展「麻・藍・布」を開催しました。

群馬県東吾妻町は知る人ぞ知る日本一の麻である「岩島の麻」を産し、徳島県藍住町は阿波藍の故郷です。一方、愛荘町は伝統の近江上布の産地です。麻と藍は、日本人が古くから親しんできた布であり、天然染料です。江戸時代、日本四大麻布と言われたものに、薩摩上布、越後縮、奈良晒および高宮布があります。このうち、薩摩上布、越後縮ならびに奈良晒は同じ麻でも苧麻（ちよま）布ですが、今日の近江上布のルーツといえる「高宮布」は麻（大麻）を素材としている非常に希な布です。麻は苧麻に比べ荒く品質の劣



フォーラム

▷三町合同展示会



るものと思われ一般的に野良着などに使われていたが、高い技術力によって細微で光沢を持つ品格のある布に仕立てたものが「高宮布」であり、近江上布はこの歴史と伝統を発展させたものです。「高宮布」には縞柄等に藍染めが多用されていました。この麻と藍そして麻布を縁として、三町合同展示会が実施されました。東京での展示会では約1、500人余りの来館者があり、麻挽き（精錬作業）、苧績み（麻糸を紡ぐ）、藍建て（染料作り）、藍染め、あるいは麻の手機織りや麻布のシボ付け（皺加工）



など、他ではなかなか見学や体験できないメニューを用意し、大変好評を博しました。

今年は、この三町合同展示会が徳島県藍住町で8月11日（水）から9月20日（月）にかけて開催されます。阿波踊りの期間とも重なり、昨年以上の反響が期待されます。さらに、平成23年度は本町、平成24年度は群馬県東吾妻町での開催を予定しております。

深い歴史的なつながりが背景にあったといえ、妙な縁から地域文化資源に息吹を吹き込み、活性化できる機会を得たことは望外の喜びであり、この好機を今後とも大切にしていきたいと感じています。

希少建物に保存運動が起こる ～旧愛知郡役所～

旧郡役所は、全国にも32棟程しか残っていません。特に滋賀県では唯一です。愛知郡役所は愛知郡内の町村を監督する役所として1922（大正11）年に現在の地に建設された近代洋風建築です。しかし、建設から4年後には郡役所制度が廃止さ

れ庁舎は郡教育会や県に移管。その後建物は郡農会に無償譲渡され、戦後になって土地と共に農協の所有となり愛知郡産業会館と呼ばれた時期もありました。内部から発見された貴重な文書とともに、愛知郡の郡都であった証と、明治から昭和にかけての地域の人々の営みの歴史を示す重要な建物であり、歴史的、建築学的価値は十分といえます。

現在、旧愛知郡役所の建物は老朽化し活用されていませんが、愛知郡の象徴的な近代建築であり、まさしく誇れる地域文化資源といえます。最近になり、住民の中からこの建物の保存運動が沸き起こりました。現



▷滋賀県で唯一現存する旧愛知郡役所

代的な再生によって、文化、芸術、観光あるいは産業の振興に生かされれば、町の活性化に貢献できるものと考えられます。保存に向けての運動はまだ紆余曲折があると思いますが、多くの方々の理解を得て保存活用が図れることを願っています。

私たちが大切にして残していきたいものはこれだけではありません。もっと身近なものの中にも、愛荘町の魅力に気付かせるもの、あるいは魅力ある地域を築く財産となるものがあります。これからの愛荘町のまちづくりを活性化させる可能性を秘めたこの地域遺産を「未来遺産」にすべく私たちも努力してまいります。

（愛荘町 政策調整室）



△近江鉄道愛知川駅前のびん細工てまり型郵便ポスト

活 動

二十一年度 成 町村職員生活協火災・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成二十一年度事業概要および決算については、本年七月一日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モータリゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故也多発化し、偶発の自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今

日に至っている。

平成二十一年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、前年度比一五、〇九二八（七・八％）の減となった。

火災共済事業は、契約件数で前年度より二、三七〇件（二・三％）の減となり、共済掛金も前年度比二、〇九九万九千円（一・五％）の減となった。風水雪害特約共済は、契約件数で前年度より二、一〇七件（〇・七％）の減となり、共済掛金は前年度比四万九千円の増となった。

自動車共済事業では、契約台数は前年度比二、八五三台（一・三％）の減となり、共済掛金は八、九五〇万九千円（一・六％）の減となった。

一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比二九八件（五二・〇％）の減となり、共済金合計においても一億四、四二五万九千円（二六・四％）の減となった。また、風水雪害特約共済の給付については前年度比三件（五・九％）の減となり、共済金合計においては四、六八五万九千円（一四三・〇％）の増となった。さらに、災害見舞金の給付件数については、前年度五七件に

比し一六件、災害見舞金にして一三七万九千円の給付があった。

自動車共済事業では、支払件数で前年度比一二二件（一・四％）の減となり、共済金合計においては四七四万九千円（〇・二％）の増となった。

本年度における事業剰余金をもって事業利用分量割戻金の配分率は、火災共済が二・三％程度、風水雪害特約共済が二・二％程度、

表 1 組合加入状況

区 分	人 員	口 数	出資金
平成21年度	177,677人	17,246,860口	1,724,686,040円
平成20年度	192,769	18,588,740	1,858,874,020
比較増減	△ 15,092	△ 1,341,880	△ 134,187,980
増減率	△ 7.8%	△ 7.2%	△ 7.2%
平成19年度	195,129	18,784,416	1,878,441,680
平成18年度	198,056	19,117,379	1,911,737,920

(注) △印は減を示す。
出資金額は預り出資金（1口100円未満の端数口数の累計額）733,240円を含む。

表 2 火災共済加入状況

区 分	共済契約件数	契約口数	共済掛金
平成21年度	99,727件	22,934,524口	1,378,430,210円
平成20年度	102,097	23,302,186	1,399,427,430
比較増減	△ 2,370	△ 367,662	△ 20,997,220
増減率	△ 2.3%	△ 1.6%	△ 1.5%
平成19年度	104,510	23,626,516	1,419,510,090
平成18年度	107,114	23,951,638	1,440,040,750

(注) △印は減を示す。

表 3 風水雪害特約共済加入状況

区 分	特約付加件数	契約口数	特約共済掛金
平成21年度	28,339件	6,337,008口	317,368,610円
平成20年度	28,550	6,330,867	317,321,670
比較増減	△ 211	6,141	46,940
増減率	△ 0.7%	0.1%	0.0%
平成19年度	28,728	6,303,344	315,935,670
平成18年度	28,859	6,263,384	313,905,670

(注) △印は減を示す。

表 4 自動車共済加入状況

区 分	契約台数	共済掛金
平成21年度	209,041台	5,662,001,500円
平成20年度	211,894	5,751,511,310
比較増減	△ 2,853	△ 89,509,810
増減率	△ 1.3%	△ 1.6%
平成19年度	214,286	5,401,115,700
平成18年度	217,211	5,514,356,940

(注) △印は減を示す。

表 5 火災共済金支払状況

区 分	火災共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		失火見舞費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
平成21年度	275件	350,616,756円	275件	39,263,408円	119件	11,583,708円	4件	1,000,711円	402,464,583円	29.2%
平成20年度	573	484,116,949	573	47,977,490	249	13,849,409	4	775,000	546,718,848	39.1
比較増減	△ 298	△ 133,500,193	△ 298	△ 8,714,082	△ 130	△ 2,265,701	0	225,711	△ 144,254,265	△ 9.9
増減率	△ 52.0%	△ 27.6%	△ 52.0%	△ 18.2%	△ 52.2%	△ 16.4%	0.0%	29.1%	△ 26.4%	－
平成19年度	505	386,695,931	505	38,042,374	174	8,168,607	3	1,007,500	433,914,412	30.6
平成18年度	618	530,736,371	619	50,368,210	262	14,175,305	6	1,038,360	596,318,246	41.4

(注) △印は減を示す。

表 6 風水雪害特約共済金支払状況

区 分	特約共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
平成21年度	48件	70,096,543円	48件	8,459,499円	25件	1,071,699円	79,627,741円	25.1%
平成20年度	51	27,720,432	51	4,158,084	38	896,160	32,774,676	10.3
比較増減	△ 3	42,376,111	△ 3	4,301,415	△ 13	175,539	46,853,065	14.8
増減率	△ 5.9%	152.9%	△ 5.9%	103.4%	△ 34.2%	19.6%	143.0%	－
平成19年度	65	68,343,475	65	10,251,551	31	1,407,130	80,002,156	25.3
平成18年度	146	124,378,465	146	17,969,491	86	3,204,291	145,552,247	46.4

(注) △印は減を示す。

活 動

表 7 見舞金支払状況

区 分	件 数	見舞金	一件当りの見舞金
平成21年度	16件	1,378,000円	86,125円
平成20年度	57	10,731,000	188,263
比較増減	△ 41	△ 9,353,000	△ 102,138
増 減 率	△ 71.9%	△ 87.2%	△ 54.3%
平成19年度	221	50,302,000	227,611
平成18年度	56	14,664,000	261,857

(注) △印は減を示す。

表 8 自動車共済金支払状況

区 分	対 物 賠 償 共 済		対 人 賠 償 共 済		合 計		損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成21年度	7,197件	1,393,641,029円	851件	633,128,188円	8,048件	2,026,769,217円	35.8%
平成20年度	7,359	1,419,582,809	801	602,441,943	8,160	2,022,024,752	35.2
比較増減	△ 162	△ 25,941,780	50	30,686,245	△ 112	4,744,465	0.6
増 減 率	△ 2.2%	△ 1.8%	6.2%	5.1%	△ 1.4%	0.2%	－
平成19年度	7,314	1,457,292,860	785	1,085,223,395	8,099	2,542,516,255	47.1
平成18年度	8,294	1,589,593,286	884	1,110,898,804	9,178	2,700,492,090	49.0

(注) △印は減を示す。

表 9 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成21年度	55件	1,650,000円	11件	1,100,000円	66件	2,750,000円
平成20年度	53	1,590,000	7	630,000	60	2,220,000
比較増減	2	60,000	4	470,000	6	530,000
増 減 率	3.8%	3.8%	57.1%	74.6%	10.0%	23.9%
平成19年度	67	2,010,000	9	900,000	76	2,910,000
平成18年度	173	5,290,000	27	2,710,000	200	8,000,000

表10

貸借対照表

平成22年 3 月31日現在
(単位：千円)

資 産	1. 流動資産	23,380,324
	預金	7,965,986
	有価証券	14,396,426
	その他	1,017,910
	2. 固定資産	216,152
	合 計	23,596,476
負 債 ・ 純 資 産	1. 共済契約準備金	12,623,582
	支払備金	1,527,743
	責任準備金	11,095,839
	2. 流動負債	505,963
	負債計	13,129,546
	1. 出資金	1,723,952
	2. 法定準備金	5,517,825
	3. 地震等災害見舞金積立金	1,153,532
	4. 当期末処分剰余金	2,071,619
	(うち当期剰余金)	(1,947,219)
	純資産計	10,466,930
	合 計	23,596,476

(千円未満切り捨てのため、合計額があわない場合がある。)

損益計算書

自：平成21年 4 月 1 日
至：平成22年 3 月31日
(単位：千円)

収 入	1. 共済掛金	7,357,800
	2. 共済契約準備金戻入	5,928,464
	支払備金戻入	1,138,314
	責任準備金戻入	4,790,150
	3. 資産運用収益	235,981
	4. 雑収入	16,375
	合　　計	13,538,620
支 出	1. 支払共済金	2,508,861
	2. 見舞金等	4,128
	3. 管理費及び諸経費	2,421,354
	4. 共済契約準備金繰入	6,342,558
	支払備金繰入	1,527,743
	責任準備金繰入	4,814,815
	合　　計	11,276,901
経常剰余金		2,261,719
法人税等		314,500
当期剰余金		1,947,219

また、共済金においては前年度に比し対物賠償で二、五九四万四千円(一・八%)減の一三億九、三六四万四千円、対人賠償においては三、〇六八万四千円(五・一%)増の六億三、三二二万四千円となり、共済金の合計は前年度に比し四七四万四千円(〇・二%)増の二〇億二、六七六万四千円となった。損害率は全体で前年度より〇・六ポイント高い三五・八%となった。

なお、本年度は既発生事故のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一三億三、四五七万円の自動車共済支払備金を計上し、平成二十二年年度へ繰越すこととなった。

(イ)臨時費用
支払件数は前年度に比し傷害で二件(三・八%)増の五五件、死亡は四件(五七・一%)増の一件となった。また臨時費用の金額は傷害で六万四千円(三・八%)増の二六五万五千円、死亡は四七万四千円(七四・六%)増の二一〇万五千円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し五三万四千円(三三・九%)増の二七五万五千円となった。

また、共済金においては前年度に比し対物賠償で二、五九四万四千円(一・八%)減の一三億九、三六四万四千円、対人賠償においては三、〇六八万四千円(五・一%)増の六億三、三二二万四千円となり、共済金の合計は前年度に比し四七四万四千円(〇・二%)増の二〇億二、六七六万四千円となった。損害率は全体で前年度より〇・六ポイント高い三五・八%となった。

なお、本年度は既発生事故のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一三億三、四五七万円の自動車共済支払備金を計上し、平成二十二年年度へ繰越すこととなった。

(ア)共済金
支払件数は前年度に比し対物賠償で一六二件(二・二%)減の七、一九七件、対人賠償では五〇件(六・二%)増の八五一件となった。

(イ)臨時費用
支払件数は前年度に比し傷害で二件(三・八%)増の五五件、死亡は四件(五七・一%)増の一件となった。また臨時費用の金額は傷害で六万四千円(三・八%)増の二六五万五千円、死亡は四七万四千円(七四・六%)増の二一〇万五千円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し五三万四千円(三三・九%)増の二七五万五千円となった。

自動車共済が一九%程度となる見込みである。

1、組合加入の状況
平成二十一年度は、共済契約のない組合員の整理を実施(約一二、〇〇〇人脱退)したことにより、平成二十一年度末現在の組合員数は一七七、六七七人で前年度に比し一五、〇九二(七・八%)減少した。また、出資金については、前年度に比し一億三、四一八万四千円(七・二%)減の一億二、四六八万四千円となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は一、七八三万四千円となった。

(一・五%)の減となった。また、一件当り平均口数は二二九口(二、二九〇万円)となり前年度より一口(十万円)の増となっている。

②風水害特約共済
特約付加件数は二八、三三九件で前年度に比し二一一件(〇・七%)減少した。特約共済掛金は、三億一、七三六万四千円で前年度より四万四千円の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二八・四%であった。

(2)自動車共済事業
契約台数は二〇九、〇四一台と前年度に比し二、八五三台(一・三%)減少した。共済掛金は五億六、二〇〇万四千円となり、前年度より八、九五〇万四千円(一・六%)減となった。また、一台当りの平均共済掛金額は二

七、〇八五円となった。

3、共済事故状況
①火災共済事業
支払件数は前年度に比し共済金で二九八件(五二・〇%)減の二七五件、臨時費用共済金で二九八件(五二・〇%)減の二七五件、残存物取片づけ費用共済金で二三〇件(五二・二%)減の一一九件、失火見舞費用共済金では昨年と同じ四件となり、共済金の合計は前年度に比し一億四、四二五万四千円(二六・四%)減の四億二、四六六万四千円となり、損害率は前年度より九・九ポイント低い二九・二%となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一億六、一一〇万四千円の火災共済支払備金を計上し、平成二十二年年度に繰越すこととなった。

②風水害特約共済
支払件数は前年度に比し特約共済金で三件(五・九%)減の四八件、臨時費用共済金で三件(五・九%)減の四八件、残存物取片づけ費用共済金で三件(三四・二%)減の二五件となり、共済金の合計は前年度に比し四、六八五万四千円(四三・〇%)増の七、九六二万四千円となり、損害率は全体で前年度より一四・八ポイント高い二五・一%となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、三、二〇七万四千円の風水害特約共済支払備金を計上し、平成二十二年年度に繰越すこととなった。

③見舞金
前年度に比し件数で四一件減の一六件、見舞金額で九三万五千円減の二七三万五千円となった。

(2)自動車共済事業
①火災共済
支払件数は前年度に比し対物賠償で一六二件(二・二%)減の七、一九七件、対人賠償では五〇件(六・二%)増の八五一件となった。

町村Navi

宮城県南三陸町

自主防災組織の設置促進へ補助金

町は、大地震や津波などの大規模災害に地域住民が自ら防災活動に取り組むよう、補助金を創設し自主防災組織の設置を進めている。今年がチリ地震津波から50年目に当たることもあり、今年度内に全ての地区で組織化するよう働きかけを強めることにしている。

町では、近い将来に宮城県沖地震の発生が確実視されていることもあり、2006年度に「自主防災組織育成事業補助金」を創設、町内の行政区等単位で自主防災組織の設立や防災資機材の購入に補助金を交付している。補助内容は、①組織設立準備経費（定額2万円＋5000円×構成世帯数・上限5万円）②防災資機材調達経費（総額の50%補助・上限15万円）の2種類で、いずれも1回のみ交付。今年度予算には150万円を計上した。

対象地区は62あるが、現在、自主防災組織の設立は38地区にとどまっている。このため、町では消防と協力して各地域に出向いたり区長会などの席で設立の呼びかけを強化する。

山形県三川町

協働事業提案制度を開始

町はこのほど、「協働事業提案制度」を開始した。町内で活動する団体による、高齢者が気軽につと交流できる「地域の茶の間」の運営などの活動を、補助金の交付などを通じて支援するもの。

提案事業の支援を受けるためには、▽先進性、先駆性等アイデアがある公益的、社会貢献的な活動▽事業を提案する団体自らが実施する活動▽などの全ての要件を満たすことが必要。また、支援を受ける団体は、▽概ね3人以上で構成▽1年以上継続して活動する見込みがある▽なども条件。▽営利目的、公益性が低い▽政治、宗教、選挙活動▽などの場合は支援を受けることはできない。

補助金は、活動経費のうち適正と認められる費用の3分の2（上限20万円）を補助（最長3年間）。このほかの支援では、他の団体と協力して活動したいときなどに必要に応じて役場が連絡調整するなどの支援もある。支援対象活動には、地域の茶の間のほか、子どもと保護者が気軽につと交流できる場の提供や、結婚に向けた支援活動などが挙げられている。

静岡県清水町

オリジナルのメタボタオルを作製

町はこのほど、体に巻くだけで手軽にメタボリックシンドロームのチェックができるオリジナルのメタボタオル「メタ友タオル」を500枚作製した。特定健康診査で特定保健指導の対象となった人を対象に、9月頃から配付する予定。

メタボタオルの長さは、男性用が85センチ、女性用が90センチ。特定健診での腹囲の基準値と同じ長さになっており、風呂上りなどの際に同タオルで簡単に腹囲のチェックをすることができ。タオルには国民健康保険のマス

コットキャラクター「コーケンくん」（男性用）と「ミーホちゃん」（女性用）がそれぞれプリントされている。

町は、利用者がタオルに親しみをもち、「メタボ解消の運動やおなか周りの日常でのちょっとした意識とチェックに使ってもらえる」とも期待している。



島根県海士町

「島留学」訪問説明会を全国8カ所で開催

町は、東京での島のプロジェクトの1つである「島留学」の訪問説明会が好評だったことから、さらにこの取組を全国に広げていくため、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、広島、米子、福岡での開催を決めた。訪問説明会では、島前地域の紹介や島前高校の取組及び島留学制度について紹介する。

対象者は、興味関心のある中学生、中学生の保護者、中学や学習塾などの教育関係者で、参加費は無料。訪問説明会は、現在、島前に移住している人材開発・育成指導において豊富なキャリアを持つ3名が担当する。

仙台、広島、岡山、鳥取は、既に開催を終えている。

今後開催の大阪、名古屋、東京、福岡の日程、会場は以下のとおり。

7月29日（木）18：00～19：30
大阪産業大学梅田サテライトオフィス
7月30日（金）18：00～19：30
A P 名古屋、各駅 8 F E + F 室
8月1日（日）15：00～17：00

アーツ千代田333 1階 バイテン
8月6日（金）18：30～20：00
福岡交通センター 9 F 第二ホール
問い合わせ先は、こちら 島前高校魅力化プロジェクト 担当：岩本、濱板
電話：085141210731、
メール：dozen-01@shimanet.ed.jp
隠岐島前高校 H A http://dozen.ed.jp/shimayugaku/

大分県日出町

町民が主役の町政へ「職員基本方針」

町はこのほど、町が求める職員像を明らかにした「職員基本方針」を作成した。「常に町民のニーズを探究し、町民の立場に立つ職員を目指す」など5つの理念を盛り込んだ。公募職員の「意識改革推進チーム」で作成。ポトムアップによる改革を目指すのが特徴。町では今後、「広く職員から意見・提案を募集し、より良いものを目指したい」としている。

同「方針」は、このほか「変化を恐れず挑戦する勇気を持って自己改革に取り組む」「役場全体が一つのチームとなって経営感覚を持つ総合行政を目指す」など、町民視点から体質改善を目指す内容となっている。

なお、町は、今年3月に「第2次日出町行政改革プラン」を作成。その中で「職員の意識改革と人材育成」を盛り込んだ。第1次改革プランが「財政健全化」中心の「押しつけ改革だった」との反省を踏まえ、前例踏襲や縦割り、コスト意識欠如などの「お役所仕事」克服を目指している。

随 想

随 想

生涯の宝物

愛媛県砥部町長 中村 剛志



砥部町は愛媛県のほぼ中央に位置し、北部は県都松山市に接しており、面積100平方キロメートル、人口2万2千6百人の町です。

平成17年1月1日、旧砥部町と旧広田村が合併して新砥部町が誕生しました。

合併までには、いろいろなドラマがありました。静かで保守的な町に「合併先の決め方に問題あり」と、全国でも初の、町長と町議のダブルリコール運動が起こり、町長は辞職、議会は解散となりました。その後の選挙で、政治経験の無い民間人の私でしたが、当選させていただきました。

さて、本題ですが、私の宝物は高校を卒業してから3年間のサラリーマン生活にあります。

高校最終学年になり、進学するか就職するか少し迷いましたが、勉強

もあまり好きでなく、成績も大して良くなかった私は就職を選び、旅行会社へ入社することになりました。当時(昭和38年)は、卒業前であっても、研修名目で会社へ入社するのが当たり前でした。

2月中旬、無事、卒業試験を終えて、詰め襟の学生服で初めて出社し、「今日からお世話になります。中村剛志です。よろしくお願いします。」と所長さんにあいさつしました。すると所長さんから「今度入る中村君か。あのなあ、言っておくけど、会社のお金、1円でもごまかしたら、すぐ分かるんゾ。1円が大切なんじゃないから。」と言われ、私は「そんな人間に思われているのか!今日で会社は辞めよう。」と本気で思いしました。新人社員の私にはキツい一発でした。

しかし、今になってみるとまさに

そのとおりで、お金に人生を左右された例をいくつも見てきました。お金は魔物であり、それだけにきちんとした取り扱いをしなければなりません。

また、直属の上司からは「男は仕事ができなナンボ。同級生には負けるなヨ。聞いてきたら何でも教えてやる。」(給料は、会社に儲けさせて、その中から貰うものだ。)とも教えられました。

松山商業高校から、一緒に入社した8人が、それぞれ別の事業所に配属されていたので、競わせようとしたのかもしれませんが。「聞いてきたら教える」は自分で積極的に考え、行動するようにとの教えであったと思います。

「儲けさせてから貰う」は、まだ仕事もロクにできない私が「給料が安い」と言ったのかどうか定かではありませんが、妙に頭に残っている言葉です。

そして、5月の中ごろだったでしょうが、お客様と切符のキャンセル料のことでトラブルとなりました。私は、規定どおりで正しいと思っていますから、お客様の話を聴かず口論になりました。

そのとき、その場をとりなしてくださったのが定年間近の先輩でした。後で「中村君も若いのう。ええかな、お客様は神様じゃ。間違っても正しいんヨ。あんたが理屈で勝っても、お客さんは腹を立てて、もう二度と切符買いに来てくれんな。」と言われました。

規定(理屈)だけで対応する若造に、接客技術の未熟さを戒め「お客様のありがたさ」を説いてくれたものと思います。

「お客様は神様」という考え方は、それからの旅行業経営、町行政においても指針となりました。

私には、3年間のサラリーマン生活、37年間の旅行業経営、そして、7年間の町長の経歴がありますが、なぜか、一番印象に残っているのは、サラリーマンの3年間であり、それも最初の4カ月です。社会人としてのスタート時に、生涯の宝物を頂いたのは、なんとラッキーなことだったろうと、いつも思っています。

「町民の皆様はお客様であり、株主である」



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
○保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

○年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン)保険期間1年
- ・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車 名 スズキ ワゴンR
型 式 MH23S
初 度 登 録 平成22年1月
年 齢 条 件 30才以上補償
運 転 者 限 定 家族限定
共 済 (保 険) 金 額 150万円
払 込 方 法 集団扱一括払



補償範囲	免責金額なし	免責金額5万円
一般条件 (割引適用済)	38,650円	30,800円
(通常・新規で加入する場合)	67,810円	54,030円
車対車+A (割引適用済)	21,260円	16,940円
(通常・新規で加入する場合)	37,300円	29,710円
限定A (割引適用済)	—	3,760円
(通常・新規で加入する場合)	—	8,580円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものです。保険料は平成22年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〔車両保険引受保険会社〕(株)損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327